

熊本市教育委員会公印規則の一部改正について

熊本市教育委員会公印規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）用途の欄中「印刷物」の次に「又は電子計算機による文書」を加える。

別表（第4条関係）に次のように加える。

熊本市教育委員会 印影印刷専用	熊 本 市 教 育 委 員 会	れい書	方36	1	表彰状に係る印刷物又は電子計算機による文書	教育政策課長
熊本市教育委員会 印影印刷専用	委 教 熊 員 育 本 会 会 市	れい書	方36	1	表彰状に係る印刷物又は電子計算機による文書	教育政策課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

表彰状に係る押印業務の負担軽減等を図るため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
（公印の名称、ひな型等） 第4条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、個数及び用途は、別表のとおりとする。 別表（第4条関係） 2 専用公印							（公印の名称、ひな型等） 第4条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、個数及び用途は、別表のとおりとする。 別表（第4条関係） 2 専用公印						
名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	用途	保管者	名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	用途	保管者
印影印刷専用熊本市教育委員会印		れい書	方11	1	印刷物又は電子計算機による文書	教育政策課長	印影印刷専用熊本市教育委員会印		れい書	方11	1	印刷物	教育政策課長
印影印刷専用熊本市教育委員会印		れい書	方21	1	印刷物又は電子計算機による文書	教育政策課長	印影印刷専用熊本市教育委員会印		れい書	方21	1	印刷物	教育政策課長
印影印刷専用熊本市教育長印		れい書	方21	1	印刷物又は電子計算機による文書	教育政策課長	印影印刷専用熊本市教育長印		れい書	方21	1	印刷物	教育政策課長
印影印刷専用熊本市教育委員会印		れい書	方36	1	表彰状に係る印刷物又は電	教育政策課長	【新規】						

					子計算機 による文 書								
<u>印影印刷専 用熊本市教 育委員会印</u>	<u>熊 教 熊 市 育 市 会 育 市</u>	<u>れい書</u>	<u>方36</u>	<u>1</u>	<u>表彰状に 係る印刷 物又は電 子計算機 による文 書</u>	<u>教育政策課長</u>	<u>【新規】</u>						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。